

# とうひょう し え ん 投票支援カード



とうひょう てつだ ひつよう かた か  
投票にお手伝いが必要な方は、このカードにあなたがしてほしいことを書い  
にゅうじょうけん いっしょ とうひょうじょ かかりいん  
て入場券(はがき)と一緒に投票所の係員に渡してください。

## ほうほう おし コミュニケーション方法を教えてください

- かいわ 会話ができる  メモができる  ゆび 指さしができる
- おお こえ はな 大きな声で話してほしい  ちい こえ はな 小さな声で話してほしい

## てつだ 手伝ってほしいことをえらんでください

- じぶん か とうひょうようし か だいいりとうひょう  
自分の代わりに投票用紙に書いてほしい (代理投票)
- とうひょうじょない あんない ゆうどう  
投票所内を案内 (誘導) してほしい

## き つ か ほかに気を付けてほしいことなどがあればお書きください

こうほしや なまえ よ  
(候補者の名前を読んでほしい など)

- こうほしやめい せいとうめい か  
○候補者名や政党名などをこのカードに書かないでください。
- はこだてしいがい しくちょうそん りよう  
○このカードは函館市以外の市区町村では利用できないことがあります。
- こんご とうひょうじょ うんえい さんこう しょうご かいしゅう  
○今後の投票所の運営の参考にするため、このカードは使用後に回収します。

だいいりとうひょうせいど  
**<代理投票制度について>**

- 病<sup>びょうき</sup>気やケガ、<sup>ほか</sup>その他の事情<sup>じじょう</sup>によって投票用紙<sup>とうひょうようし</sup>に文字<sup>もじ</sup>を書くことができない方は、投票所<sup>かた</sup>の係員<sup>とうひょうじょ</sup>が本人<sup>かかりいん</sup>の指示<sup>ほんにん</sup>どおりに代筆<sup>しじ</sup>する制度<sup>だいひつ</sup>（代理投票<sup>せいど</sup>）を利用<sup>だいいりとうひょう</sup>できます。
- 候補者名<sup>こうほしゃめい</sup>や政党名<sup>せいとうめい</sup>が書かれたメモ<sup>か</sup>を持参<sup>じさん</sup>することができます。
- 本人<sup>ほんにん</sup>の代わりに家族<sup>か</sup>や同行者<sup>かぞく</sup>などが投票用紙<sup>とうひょうようし</sup>に書くことはできません。

だいいりとうひょう きぼう ばあい てじゆん  
**<代理投票を希望する場合の手順>**

<p>① 名簿対<sup>めいぼたいしやう</sup>照係<sup>かかり</sup>（受付<sup>うけつけ</sup>）で代理投票<sup>だいいりとうひょう</sup>を申し出<sup>もう</sup>るか、投票支援カード<sup>とうひょうしえん</sup>を渡<sup>わた</sup>してください。</p>	
<p>② 代理投票<sup>だいいりとうひょう</sup>は、投票所<sup>とうひょうじょ</sup>の補助者<sup>ほ</sup>2名<sup>じよしゃ</sup>が行<sup>めい</sup>います。補助者<sup>おこな</sup>のうち1名<sup>ほじよしゃ</sup>が指示<sup>めい</sup>どおり<sup>しじ</sup>に代筆<sup>だいひつ</sup>し、1名<sup>めい</sup>が内容<sup>ないよう</sup>をかくにん確認<sup>かくにん</sup>します。</p>	
<p>③ 記入<sup>きにゆう</sup>された内容<sup>ないよう</sup>に間違<sup>まちが</sup>いがないか<sup>かくにん</sup>確認<sup>かくにん</sup>し、投票箱<sup>とうひょうばこ</sup>に投票用紙<sup>とうひょうようし</sup>を入<sup>い</sup>れます。</p>	

（連絡先 函館市選挙管理委員会 0138-32-3592）